

五城目町民の皆さまへ インフルエンザ予防接種が無料で受けられます



町では、全町民を対象に季節性インフルエンザ予防接種の無償化を実施します。接種費用が無料となるクーポン券を、9月下旬から各世帯へ郵送していますので、ご確認ください。
毎年秋から冬にかけてインフルエンザが流行します。今年は新型コロナウイルス感染症もあり、発症するところらが原因か区別がつかなくなる恐れがあります。そのため、インフルエンザ感染予防と重症化防止のためにも予防接種が有効です。

接種期間

● **65歳以上の方（定期接種対象者）**
10月1日（休）～令和3年2月28日（日）
※65歳以上の方のほか、60歳から65歳未満の慢性高度心・腎・呼吸器機能不全者などもこの期間の接種の対象となります。

一般の方

● **10月26日（月）～令和3年2月28日（日）**
特に医療従事者、基礎疾患がある方、妊婦、生後6か月から小学校2年生までのお子さんはお早めに予防接種を受けてください。
※生後6か月から13歳未満の方は2回の接種となりますが、2回目の

無料クーポン券は後日発送します。
▼ **接種方法**
あらかじめ、クーポン券と同封したピンク色の紙に記載のある指定医療機関に電話で予約し、接種してください。なお、65歳以上の方は、全県の医療機関で接種できます。

接種の際は、無料クーポン券と健康保険証を忘れずにお持ちください。
※中学生以下の方は、母子健康手帳をお持ちください。
※指定医療機関以外で接種を希望される方は、町健康福祉課へご連絡ください。

接種時の注意事項など

- 予防接種を受けることが適当でない方
- 37.5度以上の熱がある方
- 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかである方
- 過去にインフルエンザ予防接種でアナフィラキシー（多量の汗、顔の腫れ、じんましん、吐き気、嘔吐、声のかすれ、息苦しい等）を起こしたことが明らかなる方
- 過去にインフルエンザ予防接種で接

種後2日以内に発熱があった方と全身性発疹等のアレルギーを疑う症状があった方
● 医師に不適当な状態と判断された方
■ **予防接種を受ける際に注意を要する方**

- 心臓病、腎臓病、肝臓病、血液の病気や発育障害がある方
- 過去にけいれんを起こしたことがある方
- 過去に免疫不全の診断がされている方と近親者に先天性免疫不全症候群の人がいる方
- 間質性肺炎、気管支喘息等の呼吸器系の病気がある方
- 鶏卵や鶏肉などにアレルギーがある方

予防接種後の注意事項

- 接種後30分は、医療機関で様子を見ましょう。急な副反応が起こることがあります。
- 接種部位は清潔に保ちましょう。入浴は差し支えありませんが、接種部位をこするとはやめましょう。
- 当日は、激しい運動等は控えます。

町健康福祉課 ☎852・5180

学生等応援給付金 申請受付は10月31日まで

大学生等1人につき5万円を給付する「学生等応援給付金」の申請期限は10月31日（土）となっています。
対象となる方は、ご自身で申請書を入力の上、期限まで忘れずに申請くださるようお願いいたします。

申請対象者

令和2年4月27日時点で町の住民基本台帳に記録されており、引き続き五城目町に住所を有する保護者の方。

学生等の範囲

大学、短期大学、大学院、高等専門学校（第1学年～第3学年は除く）、専門学校、大学校、予備校、都道府県が認可した各種学校等に在学している方。

● **給付額** 学生等1人につき5万円

申請方法

申請書は、町ホームページからダウンロードし、次の書類を添えて郵送してください。

添付書類

- ① 学生等であることを証明する書類
- ② 申請者（保護者）の本人確認書類の写し
- ③ 振込先となる口座情報が確認できる通帳の写し

▼ **申請期限** 10月31日（土）

町教育委員会学校教育課
☎852・5372

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた生産者の皆さまへ 高収益作物次期作支援 交付金の一案内

新型コロナウイルス感染症の発生により売上げが減少する等の影響を受けた高収益作物（野菜・花き・果樹・茶）について、次期作に前向きに取り組む生産者の皆さまを支援します。

支援対象となる生産者

令和2年2月から4月の間に野菜、花き、果樹、茶について、出荷実績があるまたは廃棄等により出荷できなかった生産者
※5月以降に出荷を開始した場合の支援対象については、今後の公募の際にお示しします。

※野菜、花き、果樹、茶以外の高収益作物は、都道府県と国との協議により都道府県単位で追加される場合があります。

支援内容

高収益作物の次期作に向けた取り組みに対して、次のとおり支援します。

支援単価

- 基本単価 5万円/10ア
- 中山間地域等では単価を1割加算

町農林振興課 ☎852・5215

新型コロナウイルス感染症の相談窓口 あきた帰国者・接触者相談センター（コールセンター）

以下の症状のいずれかに該当する場合は、出かけず、相談窓口へすぐ相談してください。なお、かかりつけ医がある方は、電話でかかりつけ医に相談してください。

- 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合
- 重症化しやすい方（※）で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合
（※）高齢者、基礎疾患のある方、透析を受けている方、免疫抑制剤・抗がん剤を用いている方
（※）妊婦の方についても、念のため、重症化しやすい方と同様に早めにご相談ください
- 上記以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が4日以上続く場合

新型コロナウイルス感染症相談窓口の電話番号

- ☎018-866-7050 (24時間受付)
- ☎0570-011-567 (9時～21時受付)
- ☎018-895-9176 (9時～17時受付)

新型コロナウイルス感染症に関する 不当な差別や偏見を なくしましょう

新型コロナウイルス感染症に関連して、感染者・濃厚接触者、医療従事者やその他関係者などに対し、誤解や偏見に基づく差別を行うことは許されません。公的機関の提供する正確な情報を入力し、冷静な行動に努めましょう。

困った時は1人で悩まず、下記までご相談ください。

▶ **みんなの人権110番**
☎0570・003・110
(受付時間 午前8時30分～午後5時15分)
※土日・祝日を除く。

▶ **インターネット**
人権相談
<http://www.jinken.go.jp>

